

『受益者負担（使用料・手数料）に関する基本方針』に基づく 「使用料見直しの考え方」

舞鶴市では、これまで広く市民の意見を聞いて、本年 4 月に策定した「受益者負担（使用料・手数料）に関する基本方針」に基づき、使用料の条例を改正する。

- ◆ 使用料はこれまで統一的な考え方で料金が算定されておらず、長年見直しもされてこなかった。
- ◆ 43 の公共施設（25 の貸館施設と 18 の個人利用施設）の分析を行ったところ、維持管理経費に係る税負担が 6 割にのぼることや、貸館施設の平均利用率が約 36%と低い状況となっていたことから、基本的な方向性として
 - ① 「適正な利用者負担」と「持続可能な経営」の視点での料金設定
 - ② 「効率的な運営」と「サービス改善による施設の利用促進」とし、行政側のサービス改善や効率的な運営の取組を推進することを前提に、「使用料」について「コストを基にした統一的な考え方」のもとで算定し直すもの。
- ◆ 今回、「基本方針」に基づき改正を行うものは、改正条例 19 件、49 施設

1. 貸館施設の使用料

（1）使用料の算定（基本方針 P8～11）

施設使用にかかる維持管理経費（人件費、物件費）から、目指す利用率 50%とし「ひと部屋あたりのコスト」を算出

ひと部屋あたりの原価

$$= \frac{1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間あたりの原価 (※) }}{1} \times \text{部屋面積} \times \text{使用時間}$$

(※) $1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間あたりの原価}$

$$= \frac{(\text{施設使用にかかる維持管理経費} - \text{国・府等からの財源})}{\text{部屋総面積} \div \text{年間利用可能時間} \div \text{公の施設全体として目指す利用率 (50\%)}}$$

（2）利用促進の取組（基本方針 P16）

➤ 冷暖房費込の使用料とする。

☆ 冷暖房費込とした料金とする。（ただし、ホール等は除く）

➤ 時間貸し、部分貸し

- ◇ 午前・午後・夜間で料金を設定している施設がほとんどであるが、利用者のニーズが見込める施設については、1 時間貸しができるよう料金を設定するとともに、部分貸しができる広い部屋は部分貸し料金を設定する。

➤ 施設の統合

- ◇ 同じ建物内にあっても料金体系や運用方法が異なり、市民から利用しにくいとの声があった「ゆうさい会館」（西公民館、文化情報センター、林業センター、西地区多機能施設）を林業センターを除き「西公民館」に統合する。

(3) 各種調整（基本方針 P13～14）

➤ 同種サービス間の料金調整

同種同様の施設の使用料は、負担均衡を図るため、料金額の調整を行う。

- ・ 全公民館（西公民館となる情報文化センター、西地区多機能施設含む）間
- ・ 中央公民館（中コミュニティセンター含む）と男女共同参画センター間
- ・ 全市民交流センター間

➤ 施設の立地条件の取り扱い

周辺部に立地する施設は利用促進の観点から料金を調整することができる。

- ・ 大浦会館、加佐公民館、大丹生コミュニティセンター

➤ 施設の広さに対する調整

公民館等のホール、文化会館ホール、体育施設（野球場等）など、特に面積の広い施設は、必要があれば、面積に応じて割引をすることができる。

面積	割引率の基準
150 m ² 以上 500 m ² 未満	30%まで
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	40%まで
1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	50%まで
5,000 m ² 以上	60%まで

2. 個人利用施設の入館料

(1) 使用料の算定（基本方針 P8～11）

施設使用にかかる維持管理経費（人件費、物件費）から

「1 人あたりのコスト」を算出

$$1 \text{ 人あたりの原価} = \text{施設使用にかかる維持管理経費} \div \text{目標入館者数}$$

3. 激変緩和措置（基本方針P14）

統一的な考え方に基づき、使用料の料金を算出した結果、従来の使用料と比べ、急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合には、激変緩和措置として「一定の幅」の値上げに収めるよう、使用料を設定。

現使用料	改定限度率	貸館（部屋）数	個人利用施設数
500 円未満	2 倍	0	3
500 円以上 1,000 円未満	1.8 倍	0	0
1,000 円以上 3,000 円未満	1.6 倍	1	0
3,000 円以上 5,000 円未満	1.4 倍	2	0
5,000 円以上	1.2 倍	3	0

4. 政策的に配慮が必要なものは、料金を据え置いたり、値上げ幅を低くするなど考慮

① 使用料をいただかない施設

子育て施設は、引き続き「無料」として使用料をいただかない。

（あそびあむ、青葉山ろく公園フィールドアスレチック、子育て支援センター）

② 子ども料金を無料とする施設

郷土資料館、引揚記念館、田辺城資料館、赤れんが博物館は、教育的活動の視点から、市内在住在学の学生は無料とする。

5. 施行時期

平成 31 年 4 月から施行

（ただし、1 年前から予約が可能となる総合文化会館、早期に団体旅行の予約がされる引揚記念館、赤れんが博物館は平成 32 年 4 月から施行）

6. 検証と見直し（基本方針P15）

今回、受益者負担の適正化の取組を初めて行うことから、2 年を経過した後、その結果を検証し見直しする。

7. 公費負担と利用者負担の考え方、公の施設全体として目指す利用率・公費負担率

(基本方針 P11)

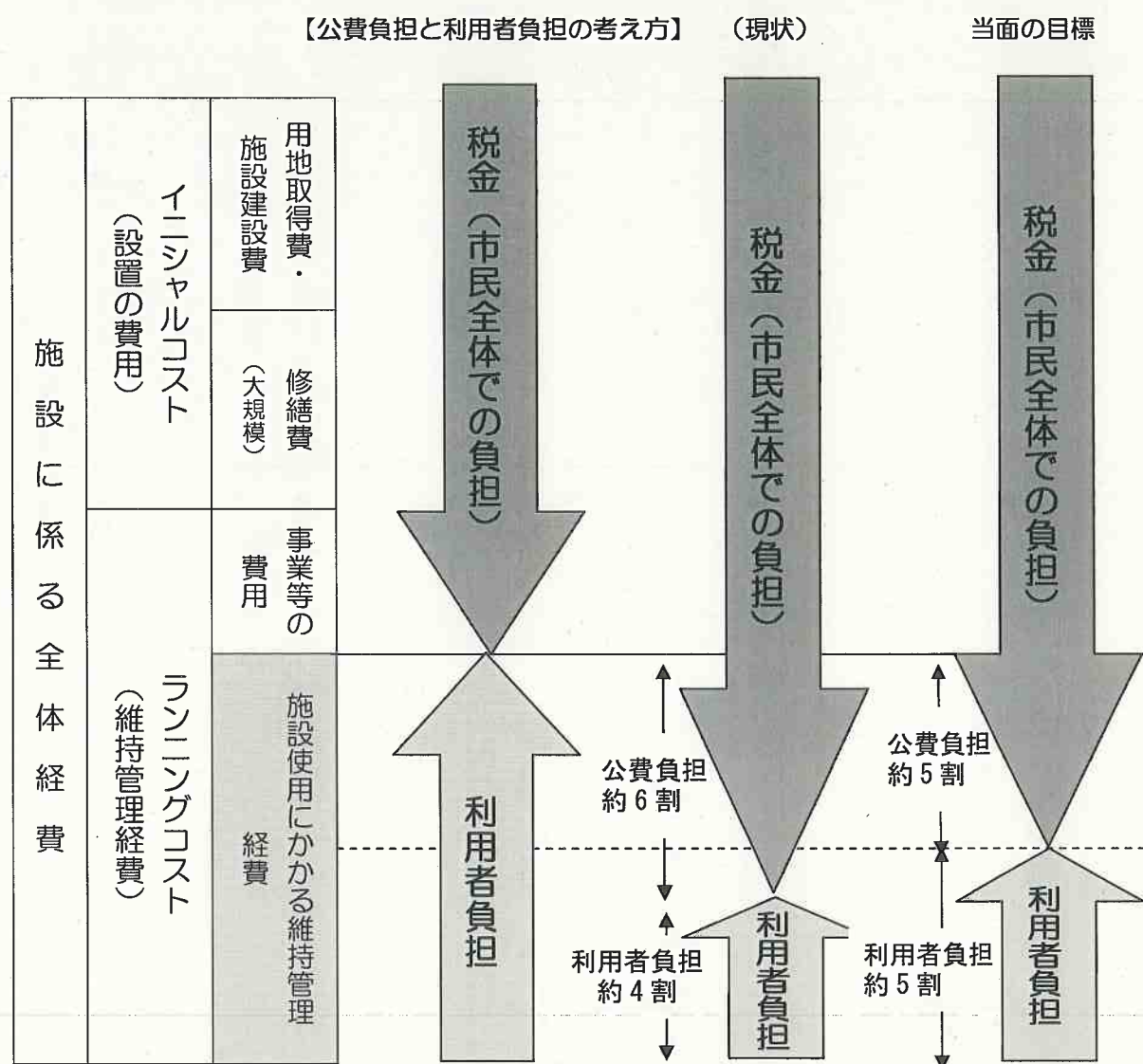
① 公費負担と利用者負担の考え方

現時点では、イニシャルコスト（設置の費用）については、公費で負担することとします。一方で、ランニングコスト（施設の維持管理経費）のうち、貸館や入館に係る経費については、原則として利用者が負担することとします。

② 公の施設全体として目指す利用率・公費負担率

利用率については、公の施設全体として「50%」を目指すこととします。

公費負担率については、公の施設全体として「0%」を目指すこととしますが、現状（約6割）を踏まえ、公の施設全体として「ランニングコストに充てる公費負担率は50%に抑える」よう努めます。



8. 見直しによる変化

◆公の施設（貸館施設 25 館、個人利用施設 18 館）の現状（基本方針 P4）

（平成 26 年度データ）

使用料を徴収している施設の維持管理経費（5.5 億円／年）		
減免分 0.6 億円 (10.8%)	1.6 億円	税（市民全体）による負担 3.3 億円 (60.3%)
使用料等（減免含）収入 2.2 億円（39.7%）		



◆公の施設（貸館施設 25 館、個人利用施設 18 館）見直し後の想定

使用料を徴収している施設の維持管理経費（5.5 億円／年）	
使用料等（減免含む）収入見込 2.7 億円（49%）	税（市民全体）による負担 2.8 億円 (51%)

【第62号議案 説明資料】貸館施設 旧・新料金表

施設名	条例名	部屋名	面積	旧料金(平日)			新料金(平日)						備考
				(冷暖房費含まない)			(原則として冷暖房費含む)						
				午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	各種調整			
										地域	広さ	激変	
①施設名		会議室	89	2,300	3,100	3,600	3,750	5,050	5,050				401会議室に名称変更
中央公民館	公民館条例	研修室1	47	1,100	1,400	1,700	1,250	1,700	1,700				405会議室に名称変更
		研修室2	47	1,100	1,400	1,700	1,250	1,700	1,700				406会議室に名称変更
		料理教室	96	2,600	3,400	3,900	3,050	4,100	4,100				料理室に名称変更
		視聴覚室	79	1,900	2,600	3,000	2,300	3,100	3,100				
②中コミュニティセンター (中央公民館に統合)	文化施設 条例→公民館条例	ホール	451	7,000	9,200	10,600	6,050	8,100	8,100		●		冷暖房費は実費徴収
		会議室	37	900	1,200	1,400	950	1,300	1,300				402会議室に名称変更
		和室1	35	600	800	900	1,050	1,450	1,450				403和室に名称変更
		和室2	35	600	800	900	1,050	1,450	1,450				404和室に名称変更
③施設名		201会議室	100	1,200	1,200	1,200	2,700	3,600	3,600			●	
西公民館	公民館条例	202会議室	35	700	700	700	950	1,300	1,300				
		203会議室	26	500	600	700	750	1,000	1,000				
		教養文化室	48	500	750	850	1,400	1,900	1,900				204和室に名称変更
		料理教室	65	2,400	2,800	3,300	1,950	2,600	2,600				料理室に名称変更
④施設名		第1芸術創作室	158	2,500	3,000	3,500	3,850	5,150	5,150		●		411会議室に名称変更
文化情報センター (西公民館に統合)	文化施設 条例→公民館条例	第2芸術創作室	59	1,000	1,200	1,400							貸館廃止
		情報資料室	45	700	900	1,100							貸館廃止
		和室	36	800	1,000	1,200	1,050	1,450	1,450				412和室に名称変更
⑤施設名		多目的ホール	261	7,400	8,600	9,800	2,800	3,750	3,750				冷暖房費は実費徴収、ホールに名称変更
西地区多機能施設 (西公民館に統合)	西地区多機能施設 条例→公民館条例	和室会議室	96	2,000	2,300	2,700	1,700	2,300	2,300				303和室に名称変更
		研修室	128	3,500	4,100	4,700							貸館廃止
		会議室	52	1,600	1,900	2,100	1,400	1,900	1,900				302会議室に名称変更
		視聴覚室	35	1,000	1,300	1,500	950	1,300	1,300				301会議室に名称変更
⑥施設名		ホール	188	3,500	4,500	5,200	2,550	3,400	3,400		●		冷暖房費は実費徴収
南公民館	公民館条例	第1会議室	76	2,300	3,000	3,500	2,300	3,100	3,100				
		第2会議室	30	2,300	3,000	3,500	1,950	2,600	2,600				
		第3会議室	25	1,000	1,300	1,600	750	1,000	1,000				
		和室	31	800	1,000	1,300	1,050	1,450	1,450				
		講義室	61	1,500	2,000	2,300	1,600	2,150	2,150				第4会議室に名称変更
		料理教室	61	1,700	2,300	2,700	1,700	2,300	2,300				料理室に名称変更
⑦施設名		ホール	243	2,900	3,700	4,300	2,100	2,850	2,850	●	●		冷暖房費は実費徴収
加佐公民館	公民館条例	会議室	44	1,100	1,400	1,500	1,000	1,350	1,350	●			
		和室	84	1,500	1,900	2,100	1,400	1,900	1,900	●			
		料理教室	50	1,200	1,700	2,000	750	1,000	1,000	●			料理室に名称変更
⑧施設名		ホール	173	2,400	3,000	3,500	1,900	2,550	2,550	●	●		冷暖房費は実費徴収
大浦会館	文化施設 条例→公民館条例	第1会議室	58	1,400	1,700	1,900	1,150	1,550	1,550	●			
		第2会議室	38	900	1,200	1,500	750	1,050	1,050	●			
		和室	37	500	600	700	850	1,150	1,150	●			
		料理教室	38	900	1,200	1,500	1,000	1,350	1,350	●			料理室に名称変更
⑨施設名		ふれあいホール	196	3,100	4,100	4,800	2,650	3,550	3,550		●		冷暖房費は実費徴収、ホールへ名称変更
城南会館	文化施設 条例→公民館条例	会議室	61	1,500	1,800	2,000	1,600	2,150	2,150				
		ふれあい工房	58	1,500	1,800	2,000	1,400	1,900	1,900				工房に名称変更
		和室	46	500	700	800	1,150	1,550	1,550				
		料理教室	91	2,600	3,400	3,900	2,250	3,050	3,050				料理室に名称変更

【第62号議案 説明資料】 貸館施設 旧・新料金表

⑩⑪施設名	条例名	部屋名	面積	旧料金(平日) (冷暖房費含まない)			新料金(平日) (原則として冷暖房費含む)						備考
				午前	午後	夜間	(原則として冷暖房費含む)			各種調整			
										午前	午後	夜間	
総合文化会館・東コミュニティセンター	文化施設 条例	大ホール	2,334	25,000	33,000	41,000	29,200	39,000	46,800		●		冷暖房費は実費徴収
		※舞台	542	(7,500)	(9,900)	(12,300)	4,550	6,100	7,300		●		冷暖房費は実費徴収
		ホワイエ	380	6,000	7,000	8,000	2,650	3,550	3,550		●		冷暖房費は実費徴収
		楽屋1	20	300	400	500	500	700	700				
		楽屋2	20	300	400	500	500	700	700				
		楽屋3	34	300	400	500	900	1,250	1,250				
		楽屋4	20	300	400	500	500	700	700				
		楽屋和室1	27	400	600	800	700	950	950				
		楽屋和室2	26	400	600	800	700	950	950				
		主催者会議室	21	400	500	600	550	750	750				
		練習室	93	1,500	2,000	2,500	2,550	3,400	3,400				
		集会室(小ホール)	377	5,000	6,500	8,000	4,350	5,850	7,000				冷暖房費は実費徴収
		展示室A	101	1,800	2,000	2,200	2,750	3,700	3,700				
		展示室B	49	900	1,000	1,100	1,350	1,800	1,800				
		会議室	77	1,300	1,600	2,000	2,100	2,800	2,800				
		研修室1	57	1,000	1,200	1,400	1,500	2,050	2,050				
研修室2	57	1,000	1,200	1,400	1,500	2,050	2,050						
和室	50	500	700	900	1,350	1,800	1,800						

※舞台 条例には定めなし、指定管理者が承認を得て定めた料金

【参考資料】貸館施設 旧・新料金表

	条例名	部屋名	面積	旧料金(平日)			新料金(平日)						備考
				(冷暖房費含まない)			(原則として冷暖房費含む)						
				午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	各種調整			
										地域	広さ	激変	
①施設名	東体育館	アリーナ	1,470	4,500	6,300	8,800	4,800	6,400	8,100		●		
		スタジオルーム	150	1,300	1,500	1,700	1,350	1,800	1,800		●		
		多目的室1	54	600	700	800	600	800	900				
		多目的室2	60	800	900	1,000	750	1,000	1,050				
②施設名	体育施設	ウレタンテニスコート	250	1,000	1,000	-	1,000	1,000	-				
岡田由里テニスコート	条例												
③施設名	体育施設	多目的1	100	1,600	2,000	2,400	1,800	2,100	2,600				
北吸多目的施設		多目的2	84	1,100	1,400	1,700	1,400	1,800	2,000				
④施設名	市民交流センター	集会室	85	0	0	0	1H 200	1H 200	1H 200				時間貸のみ
		調理室	31	0	0	0	1H 200	1H 200	1H 200				時間貸のみ
		多目的利用室	85	0	0	0	1H 200	1H 200	1H 200				時間貸のみ
		会議室	32	0	0	0	1H 100	1H 100	1H 100				時間貸のみ
⑤施設名	勤労者福祉センター	ホール	184	4,300	5,400	6,900	5,650	7,550	6,600		●		
		洋室1	33	800	1,000	1,300	1,100	1,500	1,300				
		洋室2	39	800	1,000	1,300	1,300	1,750	1,500				
		和室1	37	1,000	1,200	1,600	1,300	1,750	1,500				
		和室2	41	1,000	1,200	1,600	1,300	1,750	1,500				
⑥施設名	林業センター	会議室	136	2,000	2,500	3,000	3,450	4,650	4,650				311会議室に名称変更
		研修室	30	600	800	1,000	750	1,000	1,000				312会議室に名称変更
		和室	19	400	600	800	450	650	650				313和室に名称変更
⑦施設名	商工観光センター	コンベンションホール	415	6,700	8,700	10,800	7,300	9,750	11,700				冷暖房費は実費徴収
		ホワイエ	233	2,000	2,400	2,800	2,850	3,800	3,800				冷暖房費は実費徴収
		展示交流室	176	2,800	3,600	4,500	5,700	7,650	7,650				
		OA研修室	92	1,900	2,300	2,700	3,050	4,100	4,100				
		大会議室	71	1,300	1,700	2,200	2,350	3,150	3,150				
		会議室1	43	800	900	1,300	1,400	1,900	1,900				
		会議室2	43	800	900	1,300	1,400	1,900	1,900				
		会議室3	43	800	900	1,300	1,400	1,900	1,900				
		和室1	9	400	500	600	300	400	400				
	和室2	9	400	500	600	300	400	400					
⑧施設名	西駅交流センター	ホール	407	3,900	4,500	5,400	6,600	7,650	7,650		●		冷暖房費は実費徴収
		会議室1	53	1,000	1,200	1,400	2,050	2,350	2,350				
		会議室2	60	1,200	1,400	1,600	2,300	2,650	2,650				
		会議室3	48	800	900	1,100	1,850	2,150	2,150				
		応接室	32	1,500	1,700	2,000	1,200	1,400	1,400				
⑨施設名	男女共同参画センター	セミナールーム	93	0	0	0	1H 1,270	1H 1,270	1H 1,270				時間貸のみ
		多目的ルーム	93	0	0	0	1H 1,270	1H 1,270	1H 1,270				時間貸のみ
		ミーティングルーム	22	0	0	0	1H 300	1H 300	1H 300				時間貸のみ
⑩施設名	大丹生コミュニティセンター	アリーナ	644	1,800	1,800	1,800	2,100	2,100	2,100	●	●		
		ゲートボール場	463	600	600	600	700	700	700	●	●		
		ミーティングルーム	35	500	500	500	500	500	500	●			
⑪施設名	西市民プラザ	展示室	123	1H 650	1H 650	1H 650	1H 1,250	1H 1,250	1H 1,250				
		料理教室	119	950	950	950	1,200	1,200	1,200				料理室に名称変更
		作業ゾーン①	83	450	450	450	850	850	850				
		作業ゾーン②	47	250	250	250	450	450	450				
		いきいき交流室①	26	150	150	150	250	250	250				
		いきいき交流室②	26	150	150	150	250	250	250				
		いきいき交流室③	26	150	150	150	250	250	250				
		スタジオA	39	400	400	400	400	400	400				
		スタジオB	26	300	300	300	250	250	250				
		録音室	18	200	200	200	150	150	150				スタジオCに名称変更
		多目的室	68	250	250	250	700	700	700				
		集会室	156	700	700	700	1,250	1,250	1,250		●		
		催し場	151	750	750	750	1,200	1,200	1,200		●		

【参考資料】貸館施設 旧・新料金表

	条例名	部屋名	面積	旧料金(平日) (冷暖房費含まない)			新料金(平日) (原則として冷暖房費含む)				各種調整			備考
				午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	地域 広さ 激変				
⑫施設名	東地区中心市街地複合施設条例	スペースⅠ	178	3,500	5,500	7,500	7,050	9,450	9,450			●		
東地区中心市街地複合施設		スペースⅡ	126	2,500	4,000	5,000	5,000	6,700	6,700			●		
		スペースⅢ	78	2,000	3,000	3,500	3,150	4,200	4,200			●		
⑬施設名	都市公園条例 東舞鶴公園	競技場	14,616	2,000	2,000	2,000	2,800	2,800	2,800		●			
東舞鶴公園		テニスコート	253	2,000	2,000	2,000	2,200	2,200	2,200		●			
		野球場	12,953	3,000	3,000	—	4,200	4,200	—		●	●		
⑭施設名	都市公園条例 前島テニスコート	テニスコート	253	2,000	2,000	2,000	2,200	2,200	2,200		●			
⑮施設名	都市公園条例 伊佐津川運動公園	多目的人工芝G	9,300	15,200	15,200	—	15,200	15,200	—					
伊佐津川運動公園		多目的G	9,300	1,200	1,200	—	1,400	1,400	—					
		クレーテニスコート	250	800	800	—	1,000	1,000	—					
⑯施設名	都市公園条例 文化公園体育館	アリーナ	1,787	6,100	8,700	12,100	6,600	8,800	9,300		●		冷暖房費は実費徴収	
文化公園体育館		剣道場	769	2,600	3,700	5,200	3,450	4,600	4,800		●			
		柔道場	769	2,600	3,700	5,200	3,450	4,600	4,800		●			
		第1会議室	69	1,300	1,500	1,800	1,350	1,900	2,100					
		第2会議室	37	700	900	1,100	750	1,000	1,200					
⑰施設名	都市公園条例 文化公園多目的施設	多目的施設	176	2,000	2,600	3,200	2,200	2,700	3,400		●			
⑱施設名	都市公園条例 東源寺多目的施設	多目的施設	1,137	1,200	1,200	1,200	1,500	1,500	1,500		●			
⑲施設名	公民館条例 中央公民館	会議室	89	2,300	3,100	3,600	3,750	5,050	5,050				401会議室に名称変更	
中央公民館		研修室1	47	1,100	1,400	1,700	1,250	1,700	1,700				405会議室に名称変更	
		研修室2	47	1,100	1,400	1,700	1,250	1,700	1,700				406会議室に名称変更	
		料理教室	96	2,600	3,400	3,900	3,050	4,100	4,100				料理室に名称変更	
		視聴覚室	79	1,900	2,600	3,000	2,300	3,100	3,100					
中コミュニティーセンター (中央公民館に統合)	ホール	451	7,000	9,200	10,600	6,050	8,100	8,100		●		冷暖房費は実費徴収		
	会議室	37	900	1,200	1,400	950	1,300	1,300				402会議室に名称変更		
	和室1	35	600	800	900	1,050	1,450	1,450				403和室に名称変更		
	和室2	35	600	800	900	1,050	1,450	1,450				404和室に名称変更		
⑳施設名	公民館条例 西公民館	201会議室	100	1,200	1,200	1,200	2,700	3,600	3,600			●		
西公民館		202会議室	35	700	700	700	950	1,300	1,300					
		203会議室	26	500	600	700	750	1,000	1,000					
		教養文化室	48	500	750	850	1,400	1,900	1,900				204和室に名称変更	
		料理教室	65	2,400	2,800	3,300	1,950	2,600	2,600				料理室に名称変更	
㉑施設名	文化施設条例→公民館条例 文化情報センター(西公民館に統合)	第1芸術創作室	158	2,500	3,000	3,500	3,850	5,150	5,150		●		411会議室に名称変更	
文化情報センター(西公民館に統合)		第2芸術創作室	59	1,000	1,200	1,400							貸館廃止	
		情報資料室	45	700	900	1,100							貸館廃止	
		和室	36	800	1,000	1,200	1,050	1,450	1,450				412和室に名称変更	
㉒施設名	西地区多機能施設(西公民館に統合)	多目的ホール	261	7,400	8,600	9,800	2,800	3,750	3,750				冷暖房費は実費徴収、ホールに名称変更	
西地区多機能施設(西公民館に統合)		和室会議室	96	2,000	2,300	2,700	1,700	2,300	2,300				303和室に名称変更	
		研修室	128	3,500	4,100	4,700							貸館廃止	
		会議室	52	1,600	1,900	2,100	1,400	1,900	1,900				302会議室に名称変更	
		視聴覚室	35	1,000	1,300	1,500	950	1,300	1,300				301会議室に名称変更	
㉓施設名	公民館条例 南公民館	ホール	188	3,500	4,500	5,200	2,550	3,400	3,400		●		冷暖房費は実費徴収	
南公民館		第1会議室	76	2,300	3,000	3,500	2,300	3,100	3,100					
		第2会議室	30	2,300	3,000	3,500	1,950	2,600	2,600					
		第3会議室	25	1,000	1,300	1,600	750	1,000	1,000					
		和室	31	800	1,000	1,300	1,050	1,450	1,450					
		講義室	61	1,500	2,000	2,300	1,600	2,150	2,150				第4会議室に名称変更	
		料理教室	61	1,700	2,300	2,700	1,700	2,300	2,300				料理室に名称変更	
㉔施設名	公民館条例 加佐公民館	ホール	243	2,900	3,700	4,300	2,100	2,850	2,850	●	●		冷暖房費は実費徴収	
加佐公民館		会議室	44	1,100	1,400	1,500	1,000	1,350	1,350	●				
		和室	84	1,500	1,900	2,100	1,400	1,900	1,900	●				
		料理教室	50	1,200	1,700	2,000	750	1,000	1,000	●			料理室に名称変更	

【参考資料】 貸館施設 旧・新料金表

	条例名	部屋名	面積	旧料金(平日)			新料金(平日)						備考
				(冷暖房費含まない)			(原則として冷暖房費含む)						
				午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	各種調整			
										地域	広さ	激変	
㊸施設名	文化施設 条例→公民館条例	ホール	173	2,400	3,000	3,500	1,900	2,550	2,550	●	●		冷暖房費は実費徴収
大浦会館		第1会議室	58	1,400	1,700	1,900	1,150	1,550	1,550	●			
		第2会議室	38	900	1,200	1,500	750	1,050	1,050	●			
		和室	37	500	600	700	850	1,150	1,150	●			
		料理教室	38	900	1,200	1,500	1,000	1,350	1,350	●			料理室に名称変更
㊹施設名	文化施設 条例→公民館条例	ふれあいホール	196	3,100	4,100	4,800	2,650	3,550	3,550		●		冷暖房費は実費徴収、ホールへ名称変更
城南会館		会議室	61	1,500	1,800	2,000	1,600	2,150	2,150				
		ふれあい工房	58	1,500	1,800	2,000	1,400	1,900	1,900				工房に名称変更
		和室	46	500	700	800	1,150	1,550	1,550				
		料理教室	91	2,600	3,400	3,900	2,250	3,050	3,050				料理室に名称変更
(27)施設名	文化施設 条例	大ホール	2,334	25,000	33,000	41,000	29,200	39,000	46,800		●		冷暖房費は実費徴収
総合文化会館・ 東コミュニティセンター		※舞台	542	(7,500)	(9,900)	(12,300)	4,550	6,100	7,300		●		冷暖房費は実費徴収
		ホワイエ	380	6,000	7,000	8,000	2,650	3,550	3,550		●		冷暖房費は実費徴収
		楽屋1	20	300	400	500	500	700	700				
		楽屋2	20	300	400	500	500	700	700				
		楽屋3	34	300	400	500	900	1,250	1,250				
		楽屋4	20	300	400	500	500	700	700				
		楽屋和室1	27	400	600	800	700	950	950				
		楽屋和室2	26	400	600	800	700	950	950				
		主催者会議室	21	400	500	600	550	750	750				
		練習室	93	1,500	2,000	2,500	2,550	3,400	3,400				
		集会室(小ホール)	377	5,000	6,500	8,000	4,350	5,850	7,000				冷暖房費は実費徴収
		展示室A	101	1,800	2,000	2,200	2,750	3,700	3,700				
		展示室B	49	900	1,000	1,100	1,350	1,800	1,800				
		会議室	77	1,300	1,600	2,000	2,100	2,800	2,800				
		研修室1	57	1,000	1,200	1,400	1,500	2,050	2,050				
		研修室2	57	1,000	1,200	1,400	1,500	2,050	2,050				
和室	50	500	700	900	1,350	1,800	1,800						

※舞台 条例には定めなし、指定管理者が承認を得て定めた料金

【参考資料】 貸館施設(午後4時間利用時) 原価計算上の料金と条例(案)

施設名	条例名	部屋名	面積	旧料金			新料金		備考
				使用料 (午後4h)	冷暖房料 (午後4h)	現使用料+ 冷暖房料 (4h) (A)	ルールに 基づく料金 (冷暖房込)	条例案	
施設名		アリーナ	1,470	6,300	0	6,300	6,400	6,400	
東体育館	体育施設条例	スタジオルーム	150	1,500	400	1,900	1,800	1,800	
		多目的室1	54	700	400	1,100	800	800	
		多目的室2	60	900	400	1,300	1,000	1,000	
		集会室	85	0	500	500	1H 250	1H 200	時間貸のみ
市民交流センター	市民交流センター条例	調理室	31	0	500	500	1H 200	1H 200	時間貸のみ
		多目的利用室	85	0	500	500	1H 250	1H 200	時間貸のみ
		会議室	32	0	500	500	1H 100	1H 100	時間貸のみ
		和室1	37	1,200	480	1,680	1,650	1,750	
勤労者福祉センター	勤労者福祉センター条例	和室2	41	1,200	480	1,680	1,850	1,750	
		ホール	184	5,400	2,160	7,560	7,550	7,550	
		洋室1	33	1,000	400	1,400	1,500	1,500	
		洋室2	39	1,000	480	1,480	1,750	1,750	
林業センター	林業センター条例	和室1	37	1,200	480	1,680	1,650	1,750	
		和室2	41	1,200	480	1,680	1,850	1,750	
		会議室	136	2,500	2,000	4,500	4,650	4,650	
		研修室	30	800	400	1,200	1,000	1,000	
商工観光センター	商工観光センター条例	和室	19	600	400	1,000	650	650	
		コンベンションホール	415	8,700	14,000	22,700	18,550	9,750	冷暖房費(8,800円)は実費徴収
		ホワイエ	233	2,400	8,000	10,400	10,400	3,800	冷暖房費(6,600円)は実費徴収
		展示交流室	176	3,600	2,800	6,400	7,650	7,650	
西駅交流センター	西駅交流センター条例	OA研修室	92	2,300	1,600	3,900	4,100	4,100	
		大会議室	71	1,700	1,200	2,900	3,150	3,150	
		会議室1	43	900	800	1,700	1,900	1,900	
		会議室2	43	900	800	1,700	1,900	1,900	
男女共同参画センター	男女共同参画センター条例	会議室3	43	900	800	1,700	1,900	1,900	
		和室1	9	500	400	900	400	400	
		和室2	9	500	400	900	400	400	
		ホール	407	4,500	8,000	12,500	12,750	7,650	冷暖房費(5,100円)は実費徴収
大丹生コミュニティセンター	大丹生コミュニティセンター条例	会議室1	53	1,200	1,200	2,400	2,350	2,350	
		会議室2	60	1,400	1,200	2,600	2,650	2,650	
		会議室3	48	900	1,200	2,100	2,150	2,150	
		応接室	32	1,700	800	2,500	1,400	1,400	
西市民プラザ	市民プラザ条例	セミナールーム	93	0	1H 250	1H 250	1H 1,400	1H 1,270	時間貸のみ
		多目的ルーム	93	0	1H 250	1H 250	1H 1,400	1H 1,270	時間貸のみ
		ミーティングルーム	22	0	1H 100	1H 100	1H 300	1H 300	時間貸のみ
		アリーナ	644	1,800	0	1,800	2,100	2,100	
東地区中心市街地複合施設	東地区中心市街地複合施設条例	ゲートボール場	463	600	0	600	700	700	
		ミーティングルーム	35	500	0	500	500	500	
		展示室	123	1H 650	1H 450	1H 1,100	1H 1,250	1H 1,250	
		料理教室	119	950	300	1,250	1,200	1,200	料理室に名称変更
文化公園体育館	都市公園条例	作業ゾーン①	83	450	350	800	850	850	
		作業ゾーン②	47	250	200	450	450	450	
		いきいき交流室①	26	150	50	200	250	250	
		いきいき交流室②	26	150	50	200	250	250	
東地区中心市街地複合施設	東地区中心市街地複合施設条例	いきいき交流室③	26	150	50	200	250	250	
		スタジオA	39	400	200	600	400	400	
		スタジオB	26	300	150	450	250	250	
		録音室	18	200	100	300	150	150	スタジオCに名称変更
文化公園体育館	都市公園条例	多目的室	68	250	200	450	700	700	
		集会室	156	700	600	1,300	1,250	1,250	
		催し場	151	750	600	1,350	1,200	1,200	
		スペースⅠ	178	5,500	2,400	7,900	9,450	9,450	
文化公園体育館	都市公園条例	スペースⅡ	126	4,000	1,600	5,600	6,700	6,700	
		スペースⅢ	78	3,000	0	3,000	4,200	4,200	
		アリーナ	1,787	8,700	18,800	27,500	8,800	8,800	冷暖房費(18,800円)は実費徴収
		剣道場	769	3,700	0	3,700	4,600	4,600	
文化公園体育館	都市公園条例	柔道場	769	3,700	0	3,700	4,600	4,600	
		第1会議室	69	1,500	400	1,900	1,900	1,900	
		第2会議室	37	900	400	1,300	1,000	1,000	

施設名	条例名	部屋名	面積	旧料金			新料金		備考
				使用料 (午後4h)	冷暖房料 (午後4h)	現使用料+ 冷暖房料 (4h) (A)	ルールに 基づく料金 (冷暖房込)	条例案	
施設名		会議室	89	3,100	1,050	4,150	5,050	5,050	401会議室に名称変更
中央公民館	公民館条例	研修室1	47	1,400	500	1,900	1,700	1,700	405会議室に名称変更
		研修室2	47	1,400	500	1,900	1,700	1,700	406会議室に名称変更
		料理教室	96	3,400	1,050	4,450	4,100	4,100	料理室に名称変更
		視聴覚室	79	2,600	850	3,450	3,100	3,100	
		ホール	451	9,200	7,900	17,100	13,500	8,100	冷暖房費(5,400円)は実費徴収
中コミュニ ティセンター (中央公民館 に統合)	文化施設条 例→公民館 条例	会議室	37	1,200	400	1,600	1,300	1,300	402会議室に名称変更
		和室1	35	800	350	1,150	1,450	1,450	403和室に名称変更
		和室2	35	800	350	1,150	1,450	1,450	404和室に名称変更
		201会議室	100	1,200	1,050	2,250	3,600	3,600	
西公民館	公民館条例	202会議室	35	700	675	1,375	1,300	1,300	
		203会議室	26	600	525	1,125	1,000	1,000	
		教養文化室	48	750	525	1,275	1,900	1,900	204和室に名称変更
		料理教室	65	2,800		2,800	2,600	2,600	料理室に名称変更
		第1芸術創作室	158	3,000	2,600	5,600	5,150	5,150	411会議室に名称変更
文化情報センター (西公民館に 統合)	文化施設条 例→公民館 条例	第2芸術創作室	59	1,200	400	1,600			貸館廃止
		情報資料室	45	900	200	1,100			貸館廃止
		和室	36	1,000	600	1,600	1,450	1,450	412和室に名称変更
		多目的ホール	261	8,600	0	8,600	6,250	3,750	冷暖房費(2,500円)は実費徴収
西地区多機能 施設(西公民 館に統合)	西地区多機 能施設条例 →公民館条 例	和室会議室	96	2,300	0	2,300	2,300	2,300	303和室に名称変更
		研修室	128	4,100	0	4,100			貸館廃止
		会議室	52	1,900	0	1,900	1,900	1,900	302会議室に名称変更
		視聴覚室	35	1,300	0	1,300	1,300	1,300	301会議室に名称変更
		ホール	188	4,500	4,950	9,450	5,700	3,400	冷暖房費(2,300円)は実費徴収
南公民館	公民館条例	第1会議室	76	3,000	1,000	4,000	3,100	3,100	
		第2会議室	30	3,000	400	3,400	2,600	2,600	
		第3会議室	25	1,300	400	1,700	1,000	1,000	
		和室	31	1,000	400	1,400	1,450	1,450	
		講義室	61	2,000	750	2,750	2,150	2,150	第4会議室に名称変更
		料理教室	61	2,300	750	3,050	2,300	2,300	料理室に名称変更
		ホール	243	3,700	2,900	6,600	4,800	2,850	冷暖房費(1,950円)は実費徴収
加佐公民館	公民館条例	会議室	44	1,400	300	1,700	1,350	1,350	
		和室	84	1,900	500	2,400	1,900	1,900	
		料理教室	50	1,700	375	2,075	1,000	1,000	料理室に名称変更
		ホール	173	3,000	2,400	5,400	4,300	2,550	冷暖房費(1,750円)は実費徴収
大浦会館	文化施設条 例→公民館 条例	第1会議室	58	1,700	400	2,100	1,550	1,550	
		第2会議室	38	1,200	300	1,500	1,050	1,050	
		和室	37	600	175	775	1,150	1,150	
		料理教室	38	1,200	300	1,500	1,350	1,350	料理室に名称変更
城南会館	文化施設条 例→公民館 条例	ふれあいホール	196	4,100	1,600	5,700	5,950	3,550	冷暖房費(2,400円)は実費徴収
		会議室	61	1,800	800	2,600	2,150	2,150	ふれあいホールはホールへ名称変更
		ふれあい工房	58	1,800	400	2,200	1,900	1,900	工房に名称変更
		和室	46	700	200	900	1,550	1,550	
		料理教室	91	3,400	1,000	4,400	3,050	3,050	料理室に名称変更
総合文化会 館・ 東コミュニ ティセンター	文化施設条 例	大ホール	2,334	33,000	29,400	62,400	68,650	39,000	冷暖房費(29,650円)は実費徴収
		舞台	542	9,900	9,800	19,700	15,900	6,100	冷暖房費(9,800円)は実費徴収
		ホワイエ	380	7,000	9,800	16,800	11,150	3,550	冷暖房費(7,600円)は実費徴収
		楽屋1	20	400	500	900	700	700	
		楽屋2	20	400	500	900	700	700	
		楽屋3	34	400	500	900	1,250	1,250	
		楽屋4	20	400	500	900	700	700	
		楽屋和室1	27	600	700	1,300	950	950	
		楽屋和室2	26	600	700	1,300	950	950	
		主催者会議室	21	500	500	1,000	750	750	
		練習室	93	2,000	3,200	5,200	3,400	3,400	
		集會室(小ホール)	377	6,500	11,000	17,500	13,850	5,850	冷暖房費(8,000円)は実費徴収
		展示室A	101	2,000	1,100	3,100	3,700	3,700	
		展示室B	49	1,000	700	1,700	1,800	1,800	
		会議室	77	1,600	1,100	2,700	2,800	2,800	
		研修室1	57	1,200	700	1,900	2,050	2,050	
		研修室2	57	1,200	700	1,900	2,050	2,050	
		和室	50	700	700	1,400	1,800	1,800	

※地域割(周辺地域は2割引して利用促進を図る)、広さ割(150㎡以上の部屋は広さに応じた割引率あり)

※※激変緩和措置 (500円未満 2倍まで、500円以上1000円未満 1.8倍まで、

1,000円以上3,000円未満 1.6倍まで

3,000円以上5,000円未満 1.4倍まで、5,000円以上 1.2倍まで)

公民館条例等の改正等に伴う施設の再編

〈現行〉

●公民館条例

施設名	部屋名
① 中央公民館	会議室
	研修室1
	研修室2
	料理教室
	視聴覚室
② 東公民館	ホール
	講義室
	会議室
	和室
	料理教室
③ 西公民館	201会議室
	202会議室
	203会議室
	教養文化室
	料理教室
④ 南公民館	ホール
	講義室
	第1会議室
	第2会議室
	第3会議室
	和室
	料理教室
⑤ 加佐公民館	ホール
	会議室
	和室
	料理教室

●西地区多機能施設条例

施設名	部屋名
西地区多機能施設	多目的ホール
	視聴覚室
	和室会議室
	研修室
	会議室

●文化施設条例

施設名	部屋名
中総合会館 コミュニティセンター	コミュニティホール
	会議室
	和室1
	和室2
文化情報センター	第1芸術創作室
	和室
	第2芸術創作室
⑥ 大浦会館	情報資料室
	ホール
	第1会議室
	第2会議室
	和室
⑦ 城南会館	料理教室
	ふれあいホール
	会議室
	ふれあい工房
	和室
総合文化会館	料理教室
	大ホール
	練習室
	楽屋1
	楽屋2
	楽屋3
	楽屋4
	楽屋(和室1)
	楽屋(和室2)
東コミュニティセン ター	会議室
	ホワイエ
	集会室
	展示室A
	展示室B
	会議室
	研修室1
	研修室2
	和室

〈改正後〉

●公民館条例

施設名 (旧施設名)	部屋名(旧)	部屋名(新)
① 中央公民館	会議室	401会議室
	研修室1	405会議室
	研修室2	406会議室
	料理教室	料理室
	視聴覚室	視聴覚室
	コミュニティホール	ホール
	会議室	402会議室
	和室1	403和室
	和室2	404和室
	中総合会館 コミュニティセン ター	
② 東公民館	ホール	ホール
	講義室	講義室
	会議室	会議室
	和室	和室
	料理教室	料理教室
③ 西公民館	201会議室	201会議室
	202会議室	202会議室
	203会議室	203会議室
	教養文化室	204和室
	料理教室	料理室
	第1芸術創作室	411会議室
	和室	412和室
	多目的ホール	ホール
	視聴覚室	301会議室
	和室会議室	303和室
④ 南公民館	会議室	302会議室
	ホール	ホール
	講義室	第4会議室
	第1会議室	第1会議室
	第2会議室	第2会議室
⑤ 加佐公民館	第3会議室	第3会議室
	和室	和室
	料理教室	料理室
	ホール	ホール
	会議室	会議室
⑥ 大浦会館	和室	和室
	料理教室	料理室
	ホール	ホール
	第1会議室	第1会議室
	第2会議室	第2会議室
⑦ 城南会館	和室	和室
	料理教室	料理室
	ふれあいホール	ホール
	会議室	会議室
	ふれあい工房	工房
	和室	和室
	料理教室	料理室

●文化施設条例

施設名	部屋名
総合文化会館	大ホール
	練習室
	楽屋1
	楽屋2
	楽屋3
	楽屋4
	楽屋(和室1)
	楽屋(和室2)
	会議室
	ホワイエ
東コミュニティセン ター	集会室
	展示室A
	展示室B
	会議室
	研修室1
	研修室2
	和室